

令和 8 年 6 月市議会定例会

財 務 部

議案説明資料

目 次

【予算案件】

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 令和 8 年 6 月財務部補正予算（案）総括表 | 1 頁 |
| 2 | 大沢野会館別館風除室及び大沢野行政サービスセンター跡地
北側車庫修繕について | 2 頁 |
| 3 | 本庁舎無停電電源装置の交換について | 3 頁 |

【条例案件】

- | | | |
|---|--|-----|
| 4 | 富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び
不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | 4 頁 |
|---|--|-----|

【承認案件】

- | | | |
|---|---|-----|
| 5 | 専決処分について承認を求める件
富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件 | 5 頁 |
|---|---|-----|

1 令和8年6月 財務部補正予算（案）総括表

【一般会計】

（単位：千円）

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
財 務 部 合 計	33,541,841	9,200	33,551,041	
(款2)総務費	3,018,988	9,200	3,028,188	
(項1)総務管理費	1,540,017	9,200	1,549,217	庁舎維持管理費 9,200
(項3)徴税費	1,478,971	0	1,478,971	
(款4)衛生費	1,816,742	0	1,816,742	
(項1)保健衛生費	1,728,365	0	1,728,365	
(項2)環境衛生費	88,377	0	88,377	
(款6)農林水産業費	827,240	0	827,240	
(項2)農地費	827,240	0	827,240	
(款7)商工費	720	0	720	
(項1)商工費	720	0	720	
(款8)土木費	5,383,122	0	5,383,122	
(項5)都市計画費	5,383,122	0	5,383,122	
(款12)公債費	22,395,029	0	22,395,029	
(項1)公債費	22,395,029	0	22,395,029	
(款13)予備費	100,000	0	100,000	
(項1)予備費	100,000	0	100,000	

【庁舎維持管理費】

2 大沢野会館別館風除室及び大沢野行政サービスセンター跡地北側車庫修繕について

[管財課]

(1) 補正額 1,500千円

財源内訳	一般財源	750千円
	建物共済金	750千円

(2) 補正の目的

令和8年4月4日に発生した強風により、大沢野会館別館南側出入口風除室の天井及び大沢野行政サービスセンター跡地北側車庫のシャッター2枚が破損したため、修繕を行うもの。

(3) 事業内容

対象	金額（円）	施工内容
別館風除室天井	840,000 円	岩綿吸音板張替（下地を含む。）
車庫（北側）	660,000 円	・スラット全交換 ・手動式（W2,700×H2,330）2枚



別館風除室天井



車庫（北側）

【庁舎維持管理費】

3 本庁舎無停電電源装置の交換について

[管財課]

(1) 補正額	7, 7 0 0 千円	
財源内訳	一般財源	7, 7 0 0 千円

(2) 補正の目的

電気設備定期点検により、無停電電源装置内のバッテリー外槽の亀裂や端子に緑青が確認され、火災の恐れがあることから、バッテリーの交換を行うもの。

(3) 事業内容

対象	金額（円）	施工内容
無停電電源装置	7,700,000 円	バッテリー交換等



無停電電源装置全景



バッテリー



亀裂部分

4 富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件

[資産税課]

(1) 趣旨

総務省令「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

地域再生法に規定する地方活力向上地域において、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に従って施設整備を行う事業者が取得した、一定の要件を満たす固定資産に対する課税免除又は不均一課税（3年度分）について、「整備計画」に関し、令和10年3月31日までに県知事の認定を受けたものを対象とする。

また、減価償却資産は所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものを対象とする。

(3) 施行期日

公布の日

<参考>

条例の概要

ア 対象固定資産

認定日から3年以内に、特定業務施設の用に供するために新設又は増設した家屋、構築物及び機械装置等の償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地

イ 対象施設

管理部門や調査企画部門等を有する事務所、研究所又は研修所

ウ 適用税率等

(ア) 移転型（東京23区にある本社機能の移転）

課税免除

(イ) 拡充型（市内事業者の本社機能の拡充）

不均一課税

	初年度	第2年度	第3年度
税率1.4%に乘じる率	1/10	1/3	2/3
税率	0.14%	0.467%	0.933%

5 専決処分について承認を求める件 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件 (令和8年3月31日専決)

[納税課]

(1) 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

ア 軽自動車税に関する改正

軽自動車税環境性能割について、令和8年3月31日をもって廃止する。

また、現行の軽自動車税種別割について、名称を軽自動車税に改める。

イ 固定資産税及び都市計画税に関する改正

令和6年能登半島地震に係る被災住宅用地の特例措置の新設(延長)に伴い、必要な事項を規定する。

ウ 個人市民税に関する改正

住宅ローン控除及びふるさと納税寄附金控除について、所得税の基礎控除の引き上げに伴い、算定方法を見直す。

エ その他規定の整備

(3) 施行期日

令和8年4月1日